

## 8. 生徒心得

生徒は、「生徒心得」を十分に理解し、教職員の指導や助言を受けながら、秩序ある高校生活を送れるよう、実践していくこと。

### 1. 服 装

(1) 常に芝商業高等学校の生徒としての自覚と責任を持って行動し、身分を明らかにするため、男女とも学校指定の制服を着用すること。

(2) 正装（上着・ベスト・リボンまたはネクタイを着用）する学校行事には、次のようなものがある。  
＜原則として正装する学校行事＞

始業式・着任式・入学式・生徒総会・終業式  
卒業式予行・卒業式・修了式・離任式・芸術鑑賞教室・進路行事・式典等

＜学年の判断により、正装を指定する学校行事＞

ホームルーム合宿・遠足・修学旅行・学年集会

(3) 止むを得ない理由で所定の服装ができないときは、「異装届」（〈記録・諸届・記入用紙〉の中にある、「異装許可証」に記入して担任へ届出る。）を事前に提出して、許可を受けること。

### ＜服装規定＞

	男 子	女 子
制 服	学校指定のもの。加工しないこと。 (女子の正装はベスト着用・セーター不可) スカートはひざにかかる丈で着用すること。	
学 年 章	男子のみ入学年度によって定められた色の校章バッジを左襟につける。	
セ タ ー	学校指定のもの（自由購入）。 セーターの着用は通年可。 夏服期間はセーター姿での登下校可。	
コ ート	紺・黒・グレー（灰）の無地単色。ボタンの色はダークトーンとする。	
靴 下	学校指定のもの。	学校指定のもの。 タイツを着用する場合は黒もしくはページュの単色。（ページュの場合は指定ソックスを併用のこと）
そ の 他		化粧・マニキュア・装飾品・カラーコンタクト等華美なものは不可。ベルトは黒の革製。
頭 髮		進路活動に不適切な髪型、パーマ・カール・着色・脱色等加工した派手な髪型は禁止。特に長い髪（男子で襟や耳につく）など見苦しいもの、不潔なものは禁止。髪止めは黒か茶のゴムとする。
靴		原則として黒か茶の革靴。ヒールは2cm未満。ただし、荒天（大雨や降雪）時は、レインブーツやスノーシューズの使用を認める（安全性への配慮）。
上 履		校舎内では学校指定の上履（学年別）を用い、所定のところに黒色でクラス・名字を記入する。

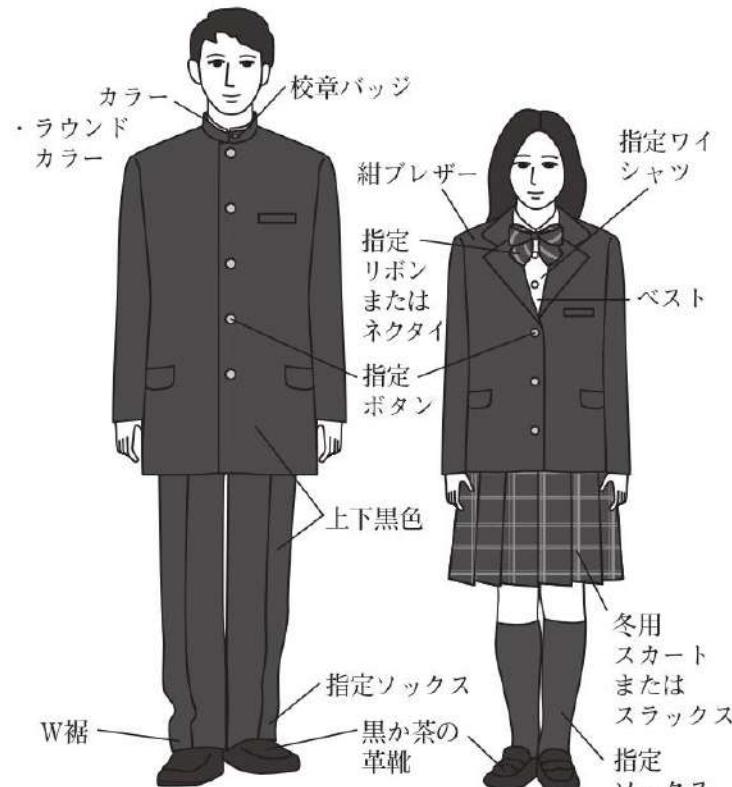
## 制 服

制服は冬服・夏服共に学校指定のものを着用する。

### 〈冬 服〉

期間：10月1日～翌年5月31日まで

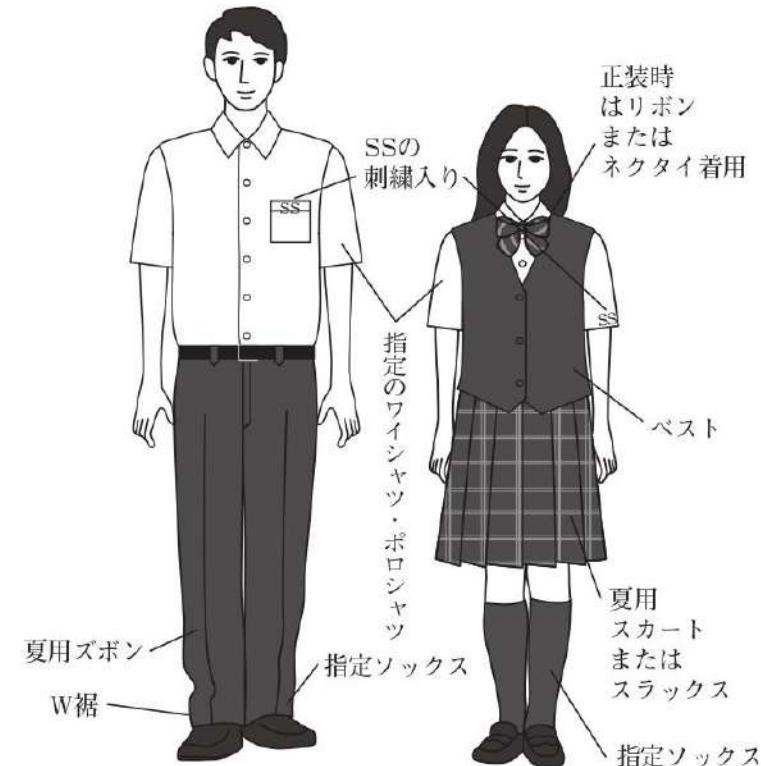
〔ただし、移行期間（10月中、5月中）は夏服・冬服の  
いずれも可。期間については後日通達する。〕



### 〈夏 服〉

期間：6月1日～9月30日まで

〔移行期間については左頁と同じ。〕



## 2. 礼儀正しい動作・態度について

- (1) 学校の内外を問わず、自然に挨拶がかわせるよう、相互理解の度合を増す機会を積極的に持つよう、努める。
- (2) 日常の言動が、そのまま礼儀正しい動作や態度につながるように心掛ける。大切なのは、他者への「思いやりの心」と「失礼の無いように努める配慮」である。

## 3. 校 内

- (1) 校舎内では静かに行動し、騒がしくして周囲の人々に迷惑のかからないように心掛ける。
- (2) 始業時から放課後までは、「早退・外出許可証」なしに外出してはならない。  
なお、欠席・欠課・遅刻・早退などは、生徒手帳に記入し、必ずクラス担任（不在の時は学年の担任）に届け出て、許可をもらうこと。
- (3) 携帯電話を校内で使用することを禁止する。持ち込む場合は、アラーム音等がない設定を行い、事前に電源を切って、各自のカバンまたはロッカーに保管すること。
- (4) 下校時刻は16:55とする。部活動等で16:55以降残留する場合でも、活動時刻は18:40までとする。19:00には完全下校すること。
- (5) 建物、校具、樹木等の公共物は大切に扱うこと。破損、汚損もしくは私物化するようなことがあってはならない。もし、誤って破損・汚損したときには、すぐに届け出て指示を受けること。
- (6) 学校の内外を問わず、暴力や脅迫行為をしてはならない。また、生徒間の金銭貸借や物品売買は

禁止する。

- (7) 各自、所持品には必ず記名をすること。遺失物に気付いたり、拾得物のあるときは、すぐに生活指導部へ届け出る。
- (8) 通学は公共交通機関を利用し、自動車、自転車やオートバイ等による通学は認めない。
- (9) 公共交通機関が遅延した場合、本校では公共交通機関が発行する10分以内（バスは30分未満）の遅延証明書による遅刻の取り消しは行っていない。

## 4. 清掃美化について

清掃は常に隅々まで丁寧に徹底して行うこと。清潔ならびに整理・整頓を保ち、積極的に美化に努め、学習に適したよい環境づくりを目指す。また、ゴミについては再利用や環境問題を意識した分別方法を心掛け、協力をしていく。

- (1) 教室と通常区域の清掃は、毎日放課後に当番を決めて行う。
- (2) 特別区域の清掃は、毎日ではないので担当教員の指示を受けて行う。
- (3) 大掃除について

### 〔必ず行う時期〕

始業式、終業式前日、芝商祭文化部門後、入試前日、卒業式前日

### 〔清掃方法〕

通常の清掃以上に美化の徹底に努める。

### 〔注意事項〕

- ① 清掃用具が不足している場合は、担任または保健部教員へ申し出る。
- ② 特別区域の清掃方法については、事前に担当

の教員から指示を受ける。

- (3) 通常区域、特別区域とも清掃終了後は、担任と担当の教員に報告し、指示を受ける。
- (4) ゴミ出し時間は、予め設定された時間内に行うこと。

(4) ゴミの分別要領について

- 1. ゴミの分別  
可燃ゴミ・不燃ゴミ・業者ゴミに分けて捨てる。
- 2. ゴミの持ち帰り  
学校外から個人で持ち込んだ次のゴミは、学校で捨てず、各自持ち帰る。
  - ・学校外で購入した弁当やパン、お菓子等の包装紙・ポリ袋、瓶などの空容器
  - ・学校で配布されたプリントなどの紙類
  - ・その他学校外から持ち込んだ全てのもの
- 3. ゴミ出し時間  
平常6時間授業（指定する曜日）のときは15：20～15：35、それ以外の時程の際は別途定める。時間厳守でゴミ出しをすること。

5. 生徒会活動・部活動

(1) 各部活動を行う場合の注意事項

- 1. 顧問と連絡を取り、その指導を受けて行事の企画や実施をする。特に休日や校外での各部活動は事前に顧問の許可を受けること。
- 2. 16：55以降残留する場合には、あらかじめ部活動顧問の了承を得る。活動する週の前週末(金曜日の昼休み)までに1週間分の「残留届」を副校長と生活指導部に提出する。
- 3. 残留活動は18：40には停止して、19：00まで

には顧問の指導のもとに完全下校する。

- 4. 放課後残留する各部は他の迷惑とならない様、使用した教室や部室の電灯や戸閉まりを行う。また、使用した校庭などの清掃にも責任をもって行うこと。

(2) 揭示物・文書の配布・集会・集金・集金行為について

許可なくみだりに会を組織し、集会をし、新聞雑誌などの編集や発行および回覧を行い、集金行為をしてはならない。また、校内に掲示物を掲示するときは、必ず事前に許可を得てから、掲示板を使用すること。

また、文書の配布・集会についても原則として許可を受けること。具体的には次の様に定める。

- 1. 通常の生徒会活動に関する掲示・文書の配布については、生徒会本部の許可を得て行うことができる。(年間計画による各部活、各委員会の活動に関するもの)
- 2. 通常の生徒会活動に関する集会（定期的なもの）は生活指導部に届けて行うことができる。
- 3. 1～2以外の掲示・文書の配布・集会は生活指導部の許可を得て行う。この場合には、掲示・文書の配布について、その現物を、集会については、日時、場所、目的を示して、それぞれ責任者が手続きを取る。
- 4. 3については、次の基準によってその認否を決定し、不許可の場合はその理由を明示して責任者に通知する。
  - ① 責任者名、団体名などを明示すること。

- ② 法令に反しないものであること。
- ③ 個人の名誉を侵害するものでないこと。
- ④ 明らかに特定の政党や特定の宗教団体などの支持または攻撃をするものでないこと。
- ⑤ 事実誤認のものまたは事実誤認のおそれがあるものでないこと。
- ⑥ 学校の通常の教育活動を阻害するものでないこと。
- ⑦ その他本校の校則などに違反するものでないこと。

## 6. 校外および自宅での注意事項

- (1) 芝商業高校の生徒としての「自覚」を持ち、「立場」をわきまえた行動をする。
- (2) 「道理」をわきまえた「友人関係」を築いていく。
- (3) 次の事柄は厳禁とする。
  - 1. 喫煙や飲酒行為（同席も含む）、酒類・喫煙具の所持行為、薬物等の所持や乱用行為全般。
  - 2. 未成年者の立ち入ってはいけない店や施設、賭博を行う場所などへの立ち入り。
  - 3. 下校時に学校周辺の商業施設や公園内のベンチ等の休憩施設での長時間にわたる占領行為。本来休憩を必要としている人たちの休憩の場を奪い、周囲の人たちに多大な迷惑を掛け無いよう、配慮すること。

## 7. 賞罰

- (1) 表彰
  - 1. 学校としての表彰  
本校の生徒として、全校生徒の模範となるような顕著な行動があった場合、学校は表彰する。

## 2. 生徒会としての表彰

会員の善行または生徒会に対する貢献を代議委員会が認めた場合

### (2) 特別指導

本校の生徒として、「生徒心得」に違反し、問題行動があった場合は、特別に指導することがある。

#### <具体例>

・飲酒・喫煙 ・薬物使用 ・万引き、窃盗行為  
・賭博行為 ・暴力行為やいじめ（インターネットによるいじめも含む） ・未成年者の立ち入りを禁止されている施設や盛り場への立ち入り  
・インターネットによる誹謗中傷、プライバシーの侵害等 ・器物破損 ・考查中の不正行為、答案の改ざん ・オートバイや自動車等での登下校 ・その他法に触れる行為 ・本校の生徒として行ってはならない行為等